

審査基準及び審査方法

令和7年度自動車運送事業者乗務員確保イベント運営業務委託にかかる企画提案競技の審査基準及び審査方法を次のとおり定める。

1 審査基準

(1) 各審査委員は次の評価項目、評価基準に基づき審査を行う。

評価項目	評価基準	配分点
1 事業内容及び実施方法		60/100
事業内容及び方法の妥当性・独創性	・ 事業の目的及び趣旨との整合性が取れているか。 ・ バス、タクシー、トラック業界の特徴を捉えられているか。	20
	・ 事業内容・実施方法に創意工夫があるか。 ・ 事業内容・実施方法に具体性があり、実現可能なものか。 ・ 業界の魅力のPRにつながるステージイベント、ブース、ワークショップの内容が具体的に提案されているか	20
	・ 広く参加者を集めるための工夫があるか ・ 広報は効果的な内容になっているか ・ アンケート調査について、多くの回答数が得られる手法が提案されているか	20
2 事業の効果		20/100
事業の波及効果	・ バス、タクシー、トラック業界における人材確保について広く県民にPRできるものか。	10
	・ 事業の波及効果及び事業終了後も事業実施効果が見込まれるか。	10
3 事業実施主体の適格性		20/100
業務遂行	・ 関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか。	5
	・ 業務の遂行にあたり、遅滞なく遂行が可能な人員の確保がなされているか。	5
	・ 女性活躍応援県おおいた認証企業（おおいたキャリアール企業）であるか	5
	・ 見積額が予算内であり、妥当なものか	5

2 審査方法

(1) 審査

採点は、審査委員が提案書の内容（プレゼンテーション及びヒアリングの内容を含む）を審査し、別添審査票により行う。

ア 評価項目ごとの採点

採点は、提案書の内容（プレゼンテーション及びヒアリングの内容を含む）について、評価項目ご

とに評価基準と配点に応じて実施する。

イ 企画提案点

評価項目ごとの採点を集計の上、各審査委員の合計点を算出し、その平均点を参加者の企画提案点とする。

(2) 予備審査（参加者 5 名以上の場合のみ実施）

提案競技参加者が 5 名以上の場合、委員長は、審査会において予備審査を実施する。

予備審査は書面により実施し、審査は 2（1）の手順に準じて行う。

3 その他

(1) 上記 1 及び 2 に記載した以外のことについては、審査委員が協議の上、決定する。

(2) 審査により、最優秀提案者として選定された者が、受託者の候補となり契約締結の協議を行う。

(3) 応募者が 1 者のみの場合、基準点（6 割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

(4) 最高点のものが複数者いる場合は、提案金額の安価なものを委託候補者とする。

(5) その他、審査評価等の取扱いについて必要な事項は、別途定める。